

茨城町地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由等																																								
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td> <td>活動体系の全体像</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班</td> </tr> </table> <p>町は、災対法第16条に基づき、茨城町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した町地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した計画を作成し、対策推進を行う。</p>		対策①	活動体系の全体像	実施担当	各班	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td> <td>活動体系の全体像</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班</td> </tr> </table> <p>町は、災対法第16条に基づき、茨城町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した町地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した計画を作成し、対策推進を行う。また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。</p>		対策①	活動体系の全体像	実施担当	各班	1	県計画の改定 （女性の視点）																																
対策①	活動体系の全体像																																												
実施担当	各班																																												
対策①	活動体系の全体像																																												
実施担当	各班																																												
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td> <td>応援要請・受け入れ体制の整備</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、各班</td> </tr> </table> <p>（3）応援受け入れ体制の整備 町は、災害時の応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受け入れ窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p>		対策①	応援要請・受け入れ体制の整備	実施担当	本部班、各班	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td> <td>応援要請・受け入れ体制の整備</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、各班</td> </tr> </table> <p>（3）応援受け入れ体制の整備 町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p>		対策①	応援要請・受け入れ体制の整備	実施担当	本部班、各班	3	県計画の改定 （防災基本計画との整合）																																
対策①	応援要請・受け入れ体制の整備																																												
実施担当	本部班、各班																																												
対策①	応援要請・受け入れ体制の整備																																												
実施担当	本部班、各班																																												
<table border="1"> <tr> <td>対策③</td> <td>防災拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部</td> </tr> </table> <p>【防災拠点の現況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動拠点の区分</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）</td> </tr> <tr> <td>医療救護所</td> <td>ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所</td> </tr> <tr> <td>遺体安置所</td> <td>いばらき聖苑</td> </tr> <tr> <td>応援受け入れ拠点</td> <td>駒場庁舎</td> </tr> <tr> <td>物資集配拠点</td> <td>中央公民館大ホール</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター場外着陸場</td> <td>県立消防学校、水戸医療センター</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート</td> <td>町運動公園、潤沼自然公園、小幡運動広場</td> </tr> </tbody> </table>		対策③	防災拠点の整備	実施担当	本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部	活動拠点の区分	施設の名称	災害対策本部	本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）	医療救護所	ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所	遺体安置所	いばらき聖苑	応援受け入れ拠点	駒場庁舎	物資集配拠点	中央公民館大ホール	ヘリコプター場外着陸場	県立消防学校、水戸医療センター	臨時ヘリポート	町運動公園、潤沼自然公園、小幡運動広場	<table border="1"> <tr> <td>対策③</td> <td>防災拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部</td> </tr> </table> <p>【防災拠点の現況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動拠点の区分</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）</td> </tr> <tr> <td>医療救護所</td> <td>ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所</td> </tr> <tr> <td>遺体安置所</td> <td>いばらき聖苑</td> </tr> <tr> <td>応援受け入れ拠点</td> <td>駒場庁舎</td> </tr> <tr> <td>物資集配拠点</td> <td>中央公民館大ホール（令和5年7月1日以降は旧農業共済事務組合事務所）</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター場外着陸場</td> <td>県立消防学校、水戸医療センター</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート</td> <td>町運動公園、潤沼自然公園、小幡運動広場</td> </tr> </tbody> </table>		対策③	防災拠点の整備	実施担当	本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部	活動拠点の区分	施設の名称	災害対策本部	本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）	医療救護所	ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所	遺体安置所	いばらき聖苑	応援受け入れ拠点	駒場庁舎	物資集配拠点	中央公民館大ホール（令和5年7月1日以降は旧農業共済事務組合事務所）	ヘリコプター場外着陸場	県立消防学校、水戸医療センター	臨時ヘリポート	町運動公園、潤沼自然公園、小幡運動広場	11	中央公民館大ホールの解体に伴う改定
対策③	防災拠点の整備																																												
実施担当	本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部																																												
活動拠点の区分	施設の名称																																												
災害対策本部	本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）																																												
医療救護所	ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所																																												
遺体安置所	いばらき聖苑																																												
応援受け入れ拠点	駒場庁舎																																												
物資集配拠点	中央公民館大ホール																																												
ヘリコプター場外着陸場	県立消防学校、水戸医療センター																																												
臨時ヘリポート	町運動公園、潤沼自然公園、小幡運動広場																																												
対策③	防災拠点の整備																																												
実施担当	本部班、学校教育班、生涯学習班、財政班、町民班、健康増進班、商工観光班、消防部																																												
活動拠点の区分	施設の名称																																												
災害対策本部	本庁舎（代替施設：消防本部又は駒場庁舎）																																												
医療救護所	ゆうゆう館、駒場庁舎、各避難所																																												
遺体安置所	いばらき聖苑																																												
応援受け入れ拠点	駒場庁舎																																												
物資集配拠点	中央公民館大ホール（令和5年7月1日以降は旧農業共済事務組合事務所）																																												
ヘリコプター場外着陸場	県立消防学校、水戸医療センター																																												
臨時ヘリポート	町運動公園、潤沼自然公園、小幡運動広場																																												

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等								
<table border="1" data-bbox="273 277 1317 382"> <tr> <td>対策④</td> <td>造成地災害防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>県、都市整備班</td> </tr> </table> <p data-bbox="261 424 1299 529">県は、町と連携し、都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じ、造成地に発生する災害の防止を図る。</p>	対策④	造成地災害防止対策の推進	実施担当	県、都市整備班	<table border="1" data-bbox="1472 277 2516 382"> <tr> <td>対策④</td> <td>造成地災害防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>県、都市整備班、<u>環境班、農業班</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1448 424 2487 529">県は、町と連携し、都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じ、造成地に発生する災害の防止を図る。</p> <p data-bbox="1448 529 2487 604">なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p>	対策④	造成地災害防止対策の推進	実施担当	県、都市整備班、 <u>環境班、農業班</u>	18	県計画の改定（防災基本計画との整合）
対策④	造成地災害防止対策の推進										
実施担当	県、都市整備班										
対策④	造成地災害防止対策の推進										
実施担当	県、都市整備班、 <u>環境班、農業班</u>										
<table border="1" data-bbox="273 697 1317 802"> <tr> <td>対策②</td> <td>在宅要配慮者の救護体制の確保</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、本部班、県</td> </tr> </table> <p data-bbox="302 835 718 865">(1) 避難行動要支援者*状況把握</p> <p data-bbox="362 865 1299 1003">町は、<u>要配慮者のうち自ら避難することが困難な</u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p data-bbox="362 1003 1299 1142">また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p data-bbox="362 1142 1299 1352">町は、避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	対策②	在宅要配慮者の救護体制の確保	実施担当	福祉班、本部班、県	<table border="1" data-bbox="1472 697 2516 802"> <tr> <td>対策②</td> <td>在宅要配慮者の救護体制の確保</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、本部班、県</td> </tr> </table> <p data-bbox="1489 835 1905 865">(1) 避難行動要支援者*状況把握</p> <p data-bbox="1549 865 2487 1003">町は、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p data-bbox="1549 1003 2487 1142">また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p data-bbox="1549 1142 2487 1352">町は、避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<u>地域医師会</u>等）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	対策②	在宅要配慮者の救護体制の確保	実施担当	福祉班、本部班、県	34	県計画の改定（防災基本計画との整合、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改正）
対策②	在宅要配慮者の救護体制の確保										
実施担当	福祉班、本部班、県										
対策②	在宅要配慮者の救護体制の確保										
実施担当	福祉班、本部班、県										
<table border="1" data-bbox="273 1486 1317 1591"> <tr> <td>対策①</td> <td>住民向けの防災教育</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="261 1633 1299 1772">住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの防災への寄与に努めることが求められるため、町は、自主防災思想の普及、徹底に努める。</p> <p data-bbox="302 1814 617 1843">(1) 普及啓発すべき内容</p> <p data-bbox="362 1843 1299 1919">町は、住民に対し、地域のハザードマップや地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的</p>	対策①	住民向けの防災教育	実施担当	本部班	<table border="1" data-bbox="1472 1486 2516 1591"> <tr> <td>対策①</td> <td>住民向けの防災教育</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1448 1633 2487 1772">住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの防災への寄与に努めることが求められるため、町は、自主防災思想の普及、徹底に努める。</p> <p data-bbox="1489 1814 1804 1843">(1) 普及啓発すべき内容</p> <p data-bbox="1549 1843 2487 1919">町は、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら</u>、住民に対し、地域のハザードマップや地震災害時のシミュレ</p>	対策①	住民向けの防災教育	実施担当	本部班	39 40	県計画の改定（防災基本計画との整合）
対策①	住民向けの防災教育										
実施担当	本部班										
対策①	住民向けの防災教育										
実施担当	本部班										

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由等							
<p>被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発に努める。</p> <p>①「自助」、「共助」の推進</p> <p>キ)「茨城県地震被害想定」にかかる被害状況等 平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</p> <p>②緊急地震速報の周知 地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等によりその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p>		<p>ーション結果などを示しながらその危険性を周知する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発に努める。</p> <p>①「自助」、「共助」の推進 (略)</p> <p>ウ) 避難行動をあらかじめ認識するための取組 地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。また、水害を含む災害時に、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成を促進する。 (略)</p> <p>キ)「茨城県地震被害想定」にかかる被害状況等 平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</p> <p>ク) 適切な避難行動 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。</p> <p>ケ) 避難場所・避難経路の確認 平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等を確認しておくこと。</p> <p>コ) 被災状況の記録 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。</p> <p>②緊急地震速報の周知 地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等によりその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p>										
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>児童生徒等に対する防災教育</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、学校教育班、こども班、消防部</td> </tr> </table>	対策 ②	児童生徒等に対する防災教育	実施担当	本部班、学校教育班、こども班、消防部		<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>児童生徒等に対する防災教育</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、学校教育班、こども班、消防部</td> </tr> </table>	対策 ②	児童生徒等に対する防災教育	実施担当	本部班、学校教育班、こども班、消防部	41	県計画の改定 (防災基本計画との整合)
対策 ②	児童生徒等に対する防災教育											
実施担当	本部班、学校教育班、こども班、消防部											
対策 ②	児童生徒等に対する防災教育											
実施担当	本部班、学校教育班、こども班、消防部											

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等																										
<p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</p>	<p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</p> <p>④自分には災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。</p>																												
<table border="1" data-bbox="270 726 1308 827"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>総合防災訓練への参加</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>(2) 訓練参加機関</p> <p>町は、総合防災訓練について、防災関係機関、災害応援協定締結機関、自主防災組織、ボランティア組織及び住民等の参加を広く呼び掛ける。</p> <p>その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた住民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受け入れを中心とした他市町村との合同の訓練の実施に努める。</p>	対策 ①	総合防災訓練への参加	実施担当	各班、防災関係機関	<table border="1" data-bbox="1466 726 2504 827"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>総合防災訓練・避難力強化訓練への参加</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>(2) 訓練参加機関</p> <p>自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに、警察や消防などの防災関係機関と協力し、県及び市町村等が主催して実施する。</p>	対策 ①	総合防災訓練・避難力強化訓練への参加	実施担当	各班、防災関係機関	42	県計画の改定（新たな訓練方法の追加）																		
対策 ①	総合防災訓練への参加																												
実施担当	各班、防災関係機関																												
対策 ①	総合防災訓練・避難力強化訓練への参加																												
実施担当	各班、防災関係機関																												
<table border="1" data-bbox="270 1161 1308 1262"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>地震情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p>(1) 地震情報の収集</p> <p>町は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、これらの地震情報を住民、関係機関等に伝達する。</p> <p>【地震上の種類】</p> <table border="1" data-bbox="290 1514 1299 1820"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加</td> </tr> </tbody> </table>	対策 ①	地震情報の収集・伝達	実施担当	本部班	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加	<table border="1" data-bbox="1466 1161 2504 1262"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>地震情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p>(1) 地震情報の収集</p> <p>町は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、これらの地震情報を住民、関係機関等に伝達する。</p> <p>【地震上の種類】</p> <table border="1" data-bbox="1478 1514 2487 1820"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加</td> </tr> </tbody> </table>	対策 ①	地震情報の収集・伝達	実施担当	本部班	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加	60	県計画の改定（時点修正、文言の追加、情報の追加）
対策 ①	地震情報の収集・伝達																												
実施担当	本部班																												
地震情報の種類	発表基準	内容																											
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報																											
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加																											
対策 ①	地震情報の収集・伝達																												
実施担当	本部班																												
地震情報の種類	発表基準	内容																											
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																											
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加																											

現計画			改定（案）			現計画 掲載頁	改定理由等								
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を 発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)震度3以上の地域名と市町村名を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を公表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を 発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を公表										
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を公表	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を公表										
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表										
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表										
			長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を公表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。										
			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。										
<p>(3) 自衛隊の活動</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	<p>(3) 自衛隊の活動</p> <p>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	67	県計画の改定(防災基本計画との整合)
項目	内容														
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。														
項目	内容														
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。														

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等								
<table border="1" data-bbox="267 325 1311 426"> <tr> <td>対策 ③</td> <td>消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防部、本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="296 462 1291 567">(4) 経費負担 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。</p>	対策 ③	消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保	実施担当	消防部、本部班	<table border="1" data-bbox="1460 325 2510 426"> <tr> <td>対策 ③</td> <td>消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>消防部、本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1489 462 2484 703">(4) 経費負担 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。 なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>	対策 ③	消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保	実施担当	消防部、本部班	71	県計画の改定 (防災基本計画との整合)
対策 ③	消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保										
実施担当	消防部、本部班										
対策 ③	消防機関の応援要請・受け入れ体制の確保										
実施担当	消防部、本部班										
<table border="1" data-bbox="267 846 1311 947"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>避難情報</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="296 982 1291 1375">(2) 避難情報 町は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難情報の発令を行う。 また、町は、必要に応じ、避難情報の発令の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。 なお、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。 町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	対策 ①	避難情報	実施担当	本部班	<table border="1" data-bbox="1460 846 2510 947"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>避難情報</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1489 982 2484 1407">(2) 避難情報 町は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難情報の発令を行う。 また、町は、必要に応じ、避難情報の発令の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。 なお、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。 町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p>	対策 ①	避難情報	実施担当	本部班	73	県計画の改定 (防災基本計画との整合)
対策 ①	避難情報										
実施担当	本部班										
対策 ①	避難情報										
実施担当	本部班										
<table border="1" data-bbox="267 1543 1311 1644"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>避難所等における生活環境の整備</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>保険班、健康増進班</td> </tr> </table> <p data-bbox="296 1680 1291 1932">(1) 衛生環境の維持 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。さらに、災害応急対策に必要な</p>	対策 ②	避難所等における生活環境の整備	実施担当	保険班、健康増進班	<table border="1" data-bbox="1460 1543 2510 1644"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>避難所等における生活環境の整備</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>保険班、健康増進班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1489 1680 2484 1932">(1) 衛生環境の維持 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。さらに、災害応急対策に必要な</p>	対策 ②	避難所等における生活環境の整備	実施担当	保険班、健康増進班	92	県計画の改定 (県マニュアルの改定)
対策 ②	避難所等における生活環境の整備										
実施担当	保険班、健康増進班										
対策 ②	避難所等における生活環境の整備										
実施担当	保険班、健康増進班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等								
<p>車両の駐車のためのスペースの確保に努める。</p> <p>避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。</p> <p>また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>車両の駐車のためのスペースの確保に努める。</p> <p>避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。</p> <p>また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>なお、避難所運営にあたっては、町で策定した避難所運営マニュアルに基づき運営するとともに、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を運営の参考にするものとする。</p>										
<table border="1" data-bbox="270 743 1314 842"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、各班</td> </tr> </table> <p>(2) 各種相談窓口の設置 【主な相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤外国人（安否確認、震災関連情報等） ⑥住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事） ⑦雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等） ⑧消費（物価、必需品の入手） ⑨教育（学校） ⑩福祉（障がい者、高齢者、児童等） ⑪医療・衛生（医療、薬、風呂） ⑫廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体） ⑬金融（融資、税の減免） ⑭ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通） ⑮手続（り災証明、被災証明、死亡認定等） ⑯複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等） 	対策 ②	相談窓口の設置	実施担当	福祉班、各班	<table border="1" data-bbox="1466 743 2519 842"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、各班</td> </tr> </table> <p>(2) 各種相談窓口の設置 【主な相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤外国人（安否確認、震災関連情報等） ⑥女性（避難生活での困りごと等） ⑦住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事） ⑧雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等） ⑨消費（物価、必需品の入手） ⑩教育（学校） ⑪福祉（障がい者、高齢者、児童等） ⑫医療・衛生（医療、薬、風呂） ⑬廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体） ⑭金融（融資、税の減免） ⑮ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通） ⑯手続（り災証明、被災証明、死亡認定等） ⑰複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等） 	対策 ②	相談窓口の設置	実施担当	福祉班、各班	97	県計画の改定 (女性の視点)
対策 ②	相談窓口の設置										
実施担当	福祉班、各班										
対策 ②	相談窓口の設置										
実施担当	福祉班、各班										
<table border="1" data-bbox="270 1545 1314 1644"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>食料、生活必需品等の供給</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班</td> </tr> </table> <p>(3) 集積地の指定及び管理</p> <p>町は、集積地を中央公民館大ホールとする。物資の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。</p> <p>また、効率的な管理を行うため、ボランティア等の活用を図る。</p>	対策 ①	食料、生活必需品等の供給	実施担当	本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班	<table border="1" data-bbox="1466 1545 2519 1644"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>食料、生活必需品等の供給</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班</td> </tr> </table> <p>(3) 集積地の指定及び管理</p> <p>町は、集積地を中央公民館大ホール（令和5年7月1日以降は旧農業共済事務組合事務所）とする。物資の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。</p> <p>また、効率的な管理を行うため、ボランティア等の活用を図る。</p>	対策 ①	食料、生活必需品等の供給	実施担当	本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班	99	中央公民館大ホールの解体に伴う改定
対策 ①	食料、生活必需品等の供給										
実施担当	本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班										
対策 ①	食料、生活必需品等の供給										
実施担当	本部班、農業班、生涯学習班、給食調理場班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等																										
<table border="1" data-bbox="273 281 1317 382"> <tr> <td>対策②</td> <td>応急給水の実施</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>水道班</td> </tr> </table> <p data-bbox="296 415 819 554">(2) 応急給水活動の実施 ②給水基準 1日1人当たり3リットルとする。 〔応急給水の目標設定例〕</p> <table border="1" data-bbox="261 558 1317 831"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生～3日まで</td> <td>3ℓ／人・日</td> </tr> <tr> <td>10日</td> <td>20ℓ／人・日</td> </tr> <tr> <td>21日</td> <td>100ℓ／人・日</td> </tr> <tr> <td>28日</td> <td>被災前給水量 (約250ℓ／人・日)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="273 840 1145 865">(注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。</p>	対策②	応急給水の実施	実施担当	水道班	地震発生からの日数	目標水量	地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	10日	20ℓ／人・日	21日	100ℓ／人・日	28日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	<table border="1" data-bbox="1472 281 2516 382"> <tr> <td>対策②</td> <td>応急給水の実施</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>水道班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 415 2012 554">(2) 応急給水活動の実施 ②給水基準 1日1人当たり3リットルとする。 〔応急給水の目標設定例〕</p> <table border="1" data-bbox="1460 558 2516 785"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生～3日まで</td> <td>3ℓ／人・日</td> </tr> <tr> <td>7日</td> <td>20ℓ／人・日</td> </tr> <tr> <td>14日</td> <td>被災前給水量 (約250ℓ／人・日)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1472 793 2338 819">(注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。</p>	対策②	応急給水の実施	実施担当	水道班	地震発生からの日数	目標水量	地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	7日	20ℓ／人・日	14日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	100	県計画の改定 (耐震化計画等 策定指針の改 正)
対策②	応急給水の実施																												
実施担当	水道班																												
地震発生からの日数	目標水量																												
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日																												
10日	20ℓ／人・日																												
21日	100ℓ／人・日																												
28日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)																												
対策②	応急給水の実施																												
実施担当	水道班																												
地震発生からの日数	目標水量																												
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日																												
7日	20ℓ／人・日																												
14日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)																												
<table border="1" data-bbox="273 991 1317 1079"> <tr> <td>対策①</td> <td>義援物資の供給</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="296 1117 1294 1398">(2) 物資の受け入れ 町は、中央公民館大ホールを管理・配送拠点施設として活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設の選定に努める。 また、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。 なお、義援物資の管理にあたっては、災害時応援協定に基づき締結事業所の資機材や人材、ノウハウ等を活用することも検討し、的確に管理を行う。</p>	対策①	義援物資の供給	実施担当	本部班	<table border="1" data-bbox="1472 991 2516 1079"> <tr> <td>対策①</td> <td>義援物資の供給</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 1117 2493 1436">(2) 物資の受け入れ 町は、中央公民館大ホール(令和5年7月1日以降は旧農業共済事務組合事務所)を管理・配送拠点施設として活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設の選定に努める。 また、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。 なお、義援物資の管理にあたっては、災害時応援協定に基づき締結事業所の資機材や人材、ノウハウ等を活用することも検討し、的確に管理を行う。</p>	対策①	義援物資の供給	実施担当	本部班	109	中央公民館大ホ ールの解体に伴 う改定																		
対策①	義援物資の供給																												
実施担当	本部班																												
対策①	義援物資の供給																												
実施担当	本部班																												
<table border="1" data-bbox="273 1554 1317 1654"> <tr> <td>対策③</td> <td>応急仮設住宅の設置</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、都市整備班</td> </tr> </table> <p data-bbox="261 1688 1294 1789">災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。</p> <p data-bbox="296 1827 1294 1925">(1) 設置基準 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置す</p>	対策③	応急仮設住宅の設置	実施担当	本部班、都市整備班	<table border="1" data-bbox="1472 1554 2516 1654"> <tr> <td>対策③</td> <td>応急仮設住宅の設置</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班、都市整備班、関東財務局、県</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 1688 2493 1864">(1) 基本事項 公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。</p> <p data-bbox="1495 1898 1721 1925">(2) 応急仮設住宅</p>	対策③	応急仮設住宅の設置	実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県	116	県計画の改定 (防災基本計画 との整合、文章 の整理)																		
対策③	応急仮設住宅の設置																												
実施担当	本部班、都市整備班																												
対策③	応急仮設住宅の設置																												
実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県																												

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等
<p>る。</p> <p>(2) 設置計画の作成等 町は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告を基に全体計画を作成する。</p> <p>(3) 設置場所の提供等 ①設置場所の提供 国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。 ②設置場所 設置予定場所は、国、県又は町公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。 また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</p> <p>(4) 建設資材の調達 応急仮設住宅の建設は、関係事業者等と協定を締結し、その協力を得て建設する。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の借り上げ等 県は、借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを町へ提供する。町は必要な住宅の借り上げを行う。</p> <p>(6) 入居者の選定等 県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。 ①住家が全焼、全壊、又は流失した者であること ②居住する住家がない者であること ③自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者 イ) 特定の資産のない失業者 ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等 エ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者 オ) 前各号に準ずる経済的弱者 また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。</p> <p>(7) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ県の委任により町が行うことができる。</p>	<p>応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。</p> <p>(3) 賃貸型応急住宅 県は、借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市町村へ提供する。町は、必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。</p> <p>(4) 建設型応急住宅 ①設置計画の作成等 町は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は、町からの報告を基に全体計画を作成する。 ②設置場所の提供等 ア) 設置場所の提供 国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。 イ) 設置場所 設置予定場所は、国、県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとする。 なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。 また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。 ③建設資材の調達 応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。 ④入居者の選定等 県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めるものとする。 ⑤応急仮設住宅の管理 建設型応急住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ町に委任することができる。</p>	133	県計画の改定 (記載事項追)
<p>対策 ③ 生活福祉資金の貸付</p>	<p>対策 ③ 生活福祉資金の貸付</p>		

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由等									
<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>県社会福祉協議会、町社会福祉協議会</td> </tr> </table>		実施担当	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>県社会福祉協議会、町社会福祉協議会</td> </tr> </table>		実施担当	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会		加、時点修正)					
実施担当	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会													
実施担当	県社会福祉協議会、町社会福祉協議会													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教育支援資金</td> <td>教育支援費</td> <td>低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費</td> </tr> <tr> <td>修学支度費</td> <td>低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</td> </tr> </table>		教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	修学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教育支援資金</td> <td>教育支援費</td> <td>低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費</td> </tr> <tr> <td>就学支度費</td> <td>低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</td> </tr> </table>		教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	
教育支援資金	教育支援費		低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費											
	修学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費												
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費												
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費												
<p>県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、町社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</p> <p>生活福祉資金資金種類等一覧（抜粋）</p> <p>※1 原則として原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。</p>		<p>県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、町社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</p> <p>なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。 ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。</p> <p>生活福祉資金資金種類等一覧（抜粋）</p> <p>※1 原則として原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。 なお、総合支援資金については、生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を貸付対象とする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>対策⑤</td> <td>農林漁業復旧資金</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>県、農業班</td> </tr> </table> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。</p> <p>① 償還期限 15年（うち据置期間3年）以内（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）</p> <p>② 貸付利率 公庫所定の利率による</p> <p>③ 貸付限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船（20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）</p> <p>④ 担保 保証若しくは担保</p> <p>⑤ その他 農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。</p>		対策⑤	農林漁業復旧資金	実施担当	県、農業班	<table border="1"> <tr> <td>対策⑤</td> <td>農林漁業復旧資金</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>県、農業班</td> </tr> </table> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金） 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。</p> <p>① 償還期限 <共同利用施設> 20年（据置期間3年を含む。）以内 <主務大臣指定施設> 果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内 その他 15年（据置期間3年を含む。）以内</p> <p>② 貸付利率 公庫所定の利率による</p> <p>③ 貸付限度額 <共同利用施設> 貸付対象事業費の80% <主務大臣指定施設> 貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最</p>		対策⑤	農林漁業復旧資金	実施担当	県、農業班	136	県計画の改定（記載事項追加）	
対策⑤	農林漁業復旧資金													
実施担当	県、農業班													
対策⑤	農林漁業復旧資金													
実施担当	県、農業班													

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由等
	<p>④ 担 保 ⑤ そ の 他</p> <p>大11億円) のいずれか低い額 保証若しくは担保 日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、 同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能 町長が発行する「り災証明書」が必要</p>		